

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成30年3月5日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第5号

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例（平成24年小田原市
条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項第1号及び第2号」を
加える。

第4条中「法」の次に「第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに」を加える。

第7条の4を第7条の5とする。

第7条の3中「前条」を「第7条の2」に改め、同条を第7条の4とし、第7条の2
の次に次の1条を加える。

第7条の3 前条の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

第17条中「及び第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項第1号及び第2
号」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。